

訪問介護サービス重要事項説明書

1 訪問介護サービスの目的

要介護状態にあるご利用者に対し、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供し、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう支援します。

2 会社概要

法人名称	株式会社からし菜
法人所在地	神奈川県横浜市瀬谷区本郷 1-34-64
代表者（職名・氏名）	代表取締役・獅子山 明子
電話番号	045-459-6950
設立年月日	平成21年2月23日
実施サービス	訪問介護

3 訪問介護サービスを提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）

■ サービス事業所の概要

サービス事業所の名称 所在地 電話番号等	ヘルパーステーションからし菜 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷 4-44-9 アジュール 101 TEL 045-489-5521 FAX 045-304-9953
指定事業所番号	1473401766
実施サービス	訪問介護・総合事業
サービス提供地域	横浜市瀬谷区、旭区、保土ケ谷区、大和市
サービス提供時間	午前7時から午後8時まで
併設事業所	訪問看護ステーション・居宅介護支援（介護支援専門員）
第三者評価の実施	なし
運営方針	1. 要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2. 要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うと共に、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の指定事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る

■ 職員体制

職種	従事するサービス・役割・内容等	員数
管理者	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。	1 名
サービス提供責任者	利用申し込みに関わる調整、訪問介護員への技術指導、訪問介護計画書作成、第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書作成・サービス提供を行います。訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきを居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有します。サービス提供時間を記録すると共に、著しくプラン上の標準時間と乖離している場合にはケアマネジャーに連絡します。	3 名以上 （常勤 3 名以上）
訪問介護員	サービス提供 ・身体介護、生活援助 ・第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス） ・第 1 号訪問事業	9 名以上 （常勤 2 名以上 非常勤 7 名以上）

■ 営業日時

営業日時	月曜日～土曜日の 9 時～18 時 （日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）
------	---

※居宅サービス計画により休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

4 主となるサービス内容

※介護保険法で定める訪問介護サービス内容に限られます。

①身体介護

食事介助：食事の介助を行います。

入浴介助：入浴の介助を行います。

排泄介助：排泄の介助・オムツ交換を行います。

体位変換：体位変換を行います。

清 拭：入浴が困難なご利用者を対象に、清潔保持の為に身体を拭きます。

移動介助：通院介助等を行います。

整容介助：見繕いを整える介助をします。

②生活援助

調 理：ご利用者の食事を用意します。

洗 濯：ご利用者の衣類等の洗濯をします。

掃 除：ご利用者の居室の掃除をします。

買 物：ご利用者の日常生活必需品の買い物を行います。

そ の 他：ご利用者の衣類・寝具の交換、布団干し等を行います。

※サービスはご利用者を対象としたものに限られ、上記の生活援助の場合、ご利用者以外の方のお食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、ご利用者の居室以外の掃除は行いません。

※調理の中でも、きざみ食やミキサー食、及び糖尿病食などの特別食（医療食・治療食）は、介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われます。

③通院等乗降介助

通院等のため、ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き・移動等の介助を行うサービスです。状況により、上記のようなサービスを身体介護として提供させていただく場合があります。 ※「訪問介護」の場合のみご提供できるサービスです。

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者（5 参照）までお気軽におたずねください。

5 サービス従業者

① サービス従業者とは、ご利用者に訪問介護サービスを提供するヘルパーステーションからし菜（以下、「当事業所」とします）の職員であり、主として訪問介護員（介護福祉士、訪問介護員養成研修 1～2 級課程修了者等）、そしてサービス提供責任者が該当します。

② ご利用者の担当になる訪問介護員の選任（担当の変更を含みます）は、当サービス事業所が行い、ご利用者が訪問介護員を指名することはできません。

当事業所の都合により担当の訪問介護員を変更する場合は、ご利用者やそのご家族等に対し事前にご連絡するとともに、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

③ ご利用者が、担当の訪問介護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。

④ 当事業所は、ご利用者からの変更希望による変更も含め、訪問介護員の変更により、ご利用者及びそのご家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。

6 利用料金

① 基本料金、利用者負担金は別紙のとおりとする。

② 交通費

前記 3 に記載されているサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、サービス従業者が訪問する為の交通費を負担していただく事となり、下表に記載している通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
車	通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を 1 キロメートルあたり 100 円

※サービス従業者の移動手段は地域により異なります。

※通院介助に於けるご利用者の居宅と病院の往復の移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）は、原則としてご利用者の負担になります。

7 キャンセル

ご利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

① サービス利用日の前営業日の 17 時までにご連絡をいただいた場合	無料
② サービス利用日の前営業日の 17 時までにご連絡をいただけない場合	基本料金の 1 割

※ご利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない場合、キャンセル料はいただきません。

※上表②について、ご利用者の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合については、キャンセル料を協議の上変更します。

キャンセルの連絡先番号	ヘルパーステーションからし菜 0 4 5 - 4 8 9 - 5 5 2 1
-------------	---

8 お支払い方法

前月のサービス利用分に関する利用者負担金を当事業所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

お支払い方法は、郵便局の自動引き落とし、または下記口座へのお振込みになります（現金によるお支払いも可能です）。ただし、振り込みによるお支払いの場合、振り込み手数料はご利用者の負担となりますので予めご了承ください。

振込先	きらぼし銀行 瀬谷支店	郵便局
	普通預金 0554171	10990 35629811
	(株) からし菜 代表取締役 獅子山 明子	(株) からし菜 代表取締役 獅子山 明子

※利用料金支払い領収書は振り込み確認後、ご送付いたします。

※上記は、「法定代理受理（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」の取り扱いに於いては、一旦ご利用者に基本料金をお支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分（基本料金の9割）を請求していただくことになります。

9 その他運営についての留意事項

- ① サービス提供の為にご利用者の居宅に於いて使用する水道、ガス、電話等の費用はご利用者の負担になります。
- ② 訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。
- ③ 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- ④ 一 採用時研修 採用後1か月以内
- ⑤ 二 継続研修 年3回

10 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者	獅子山 祐一
-------------	-----	--------

11 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）

イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

12 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

13 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

14 緊急時における対応方法

- ① 訪問介護員等及び従事者等は訪問介護等及び横浜市訪問型生活援助サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- ② 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ③ 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

15 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

① サービス事業所

電話番号	0 4 5 - 4 8 9 - 5 5 2 1
FAX 番号	0 4 5 - 3 0 4 - 9 9 5 3
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 17 時 30 分
担当者	獅子山 祐一
その他	相談・苦情については、担当者、管理者が対応します。不在の場合でも、対応したものが必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

② その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

はまふくこーる（横浜市苦情相談窓口）	045-263-8084
横浜市保土ヶ谷区 高齢・障害支援課	045-334-6394
大和市健康福祉部 高齢福祉課	046-260-5611
横浜市旭区 高齢障害支援課	045-954-6061
横浜市瀬谷区区役所 高齢・障害支援課	045-367-5714
神奈川県国民健康保険団体連合会	045-329-3447

16 緊急時の連絡先

主治医・ご親族等緊急時の連絡先は、予め担当のサービス従業者により確認させていただきます。
サービス提供中にご利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医名	

【ご家族緊急連絡先】

氏名	続柄
住所	
電話番号	

〔説明確認欄〕 サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明し同意を得て交付しました。

事業者 所在地 横浜市瀬谷区瀬谷 4-44-9 アジュール 101

名称 株式会社 からし菜 印

令和 年 月 日

説明者 獅子山 祐一 印

訪問介護サービスの締結にあたり、上記の通り説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人【続柄】 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

以上